232
402

帙入

西鶴作淨瑠璃

「暦」解題

西鶴の淨瑠璃「暦」解題

藤井紫影

浮世草紙の創始者として劃期的な西鶴に、凱陣八島、暦の淨瑠璃の作のあることは、早く操年代記の傳ふる所であるが、凱陣八島の方は丸本も多く傳はり、近松署名のものもあつて、果して西鶴の作であるか否か餘程疑はしくなつた。さうして今一つの「暦」の方は今日までその丸本を見たといふ人がなく、淨瑠璃研究に熱心な柳亭種彦も「聲曲類纂」を著した齋藤月岑も見て居ない。只種彦はその中の景事道行だけは「小竹集」で一讀したと、自筆の淨瑠璃本目錄に記して居る。

さてその「小竹集」が又頗る稀覯の書で、明治以來一向見た人がなく「暦」の一班をすら窺ふことが出來なかつたのであるが、八九年前偶然私が京都の古本屋で見つけて、その内容を當時の雜誌藝文で紹介した。それから何處かに丸本がありさうなものと、晝夜念がけて居た處、先年朝日新聞社が近松二百年記念を發起し丸本の搜索蒐集に東奔西走大いに努めた際、同社の内海幽水氏が故越路太夫の藏架中よりゆくりなく暦の丸本を發見されたのは、實に意外の獲物で、近來の大發見と云はねばならぬ。因にいふ、小竹集は余が解說を附して本會の前期に之を頒布した。

此書は八行四十二丁、末に貞享二乙丑歲正月吉日とあり、固よりこの時代の習慣として作者の署名

はなく、只加賀掾の奥書があるのみである。私は再三熟讀するに、近松とは違つた筆癖があつて、これだけは「操年代記」のいふ如く、西鶴の作と見て確實であらうと考へる。

「暦」といふ珍しい一字題をつけたのは、天和四年二月貞享と改元、同十月廿九日從來用ひ來つた暦を改め、新たに貞享暦を頒布した事實に當込み、それを持統天皇の儀鳳暦採用に托して趣向を設けたのである。「操年代記」に據ると、貞享三年加賀掾は大阪に下り此作を語つたので、義太夫の方でも「賢女手習幷新暦」を出して對抗し、互に競爭の末義太夫の方が勝を占め、加賀掾は語り物を取換へ「凱陣八島」として評判よき最中、出火して加賀掾は京へ歸り、其後再び大阪へ出ずして終つたとの事である。「外題年鑑」には義太夫の賢女手習の上演を貞享二年九月として居り、暦も賢女手習も二年正月の出版、「小竹集」も二年八月の刊行である點を考へ合すと、二年の方が正しからうと思はれる。

さてその「暦」の筋をざつと話して見よう。

持統天皇の白鳳二年四月、天文博士木津良の廣信奏するやう、「そのかみ欽明天皇の御宇に、新羅百濟國より暦の秘書を渡し畢んぬ。それより世々を經てたとへば日月のめぐり、又は筋の變ることつら〳〵是を考ふるに、一年の行事にさへ一日四分度の一刻程縮り候、さるによつて萬木千草の開落まで悉く違ひ、時候さんれい切ならず、願はくは新暦の二卷元嘉暦儀鳳暦にして年中晝夜の呼吸まで、つ

まびらかに仕りなば、萬人の悦び末世の重寶是に過ぎずと言上す、君聞召され、誠に欽明の暦書程經れば、此度暦の改正すべし、卽ち當國の大社なれば三輪と春日に參詣し、よろづ神慮に任すべし」と記錄者三條前中納言兼政、大伴朝臣忠頼に勅命あつて御簾はさがつた。

爰に先帝天武天皇に事へた高橋宰相吉連といふ人の忘れ形見朝顔姫は、一人の乳母と佗しい生活をして居る處へ、田夫野人共が來て狼藉に及ぶ折しも、春日の下向に通りかゝつた兼政は狼藉者を追散らし姫の難を救ふ、兼政は姫の美貌に心を移し、胸はときめけども、「詞をかくべきよすがなく、さても咲きたる卯の花かな、あれ一枝給はれかし、土産にせんと宣へば、あつと答へて姫君惜氣もなく手折りつゝ差出せしが、暫く控へ持ちたる花を打眺め、うつゝなやみづからは日蔭にしぼむ身にし故、明暮心うの花を眺め居りしに、えにしとて都へ貰はれゆきぬるか、扨羨ましあやかり物と、しほ〳〵として差出す手を花共にじつとしめ、いや此花は仲立よ、誠は御身の花の顔、幾重に思ふ緣の紐、さはりなき時蔭に來て姿の苔手折らんに、必ず忘れな忘れじと互に詞を殘しつゝ、別れ〳〵に歸らるる」

「去程に大伴朝臣忠頼は一家一族召集め、此度記錄の兩家とて暦の改正仰付けられ、兼政は儀鳳暦、某は元嘉暦を差上げしに、兼政が儀鳳暦拔羣まさり、一々道理に徹し言句絶すの所也と是に詮議極り、則ち兼政を飛鳥の大納言に任ぜらるること全く彼が學德の厚きにあらず、是皆關白公經が取持故也、其上重て宣旨あり、富士の高根に五丈八尺の銅の柱を立て、三日三夜の晴天を見合さる由、彼是以て

當家の滅亡、所詮兼政と差違へ、浮世の妄執を晴らさんと思ひ定め」たりといふ。忠賴の甥虎若といふ傍若無人の溢れ者進み出て、御憤り至極せり、某の計らひにて彼奴めを失ひ、此方は世に榮える手立あり、まづ兼政が書きたる色紙あらば賜はるべし、某先立つて駿河に下り思ひ付きたる計略あり、心安く思召せと、同じ心の浪人戸無瀬宇右衞門をかたらひ急ぎ駿河へ下る。（第一段）

「通路や姿の入れ物三枚肩、おろせが急げば中宿の貸編笠の目つけ紋、丸の内二つ星、是も逢ふ夜は織姫のあまの安倍川かちわたり、嬉しや誰やら招きぬる、手越の新七末社にて粹の中立の替衣裳、男自慢や戀知りや、譯よき都の大臣と、虎若や宇右衞門はばつと出口の茶屋よりも、さきへ知らせて待つ暮に揚屋町へ」赴き、「蔦屋は是かと内に入る、細道ながらお通りと亭主が輕口聞棄てに、ばつと座敷に居流れ、扨内儀呼出し近付になり、新七が知る如く身共等は此里甞て無案内、萬事賴むとゆふ露を重く打てば押戴き、まづお慰みに女郎樣方を借りてお目にかけうと云ふ、いやさ、かり者はむつかしき、此所にて隨分張强き太夫を逗留中の約束せよ、畏まり候と女房立てば亭主が替り、問はず語りの高笑ひ、追從たらゞ〳〵申しけり、時に虎若いふやうは、そちは通り者さうなれば、もし都へ上りし時必ず尋ねて來れ、我は三條大納言兼政といふ者、それなるは聞きも及ばん木津良の廣信とて日本名譽の博士なり、此度勅をうけ富士にて天の氣を計る、必ずこゝへ來たる事人に沙汰してくれな、是は某が自作自筆と、彼の兼政が遊ばせし色紙を亭主に取らすれば、有難し〳〵子孫までの寶也、されば

まづお銚子〳〵と手をはた〳〵と叩く所へ、松の位の名も高きさんか、三夕、ゆるぎ出上座に居流れ、三夕はまづ盃を改めて虎若にさしければ、こは珍しと一つ受け乾して戻せば、三夕こゝは一つさはりませう、虎若眼をする、何人のさす盃を突返すは慮外なり、飲むと飲ませうが飲まずともこみつけんと、腕をまくつて肘を張る、嗅は輕薄笑ひして、いやこれ殿樣、此處の習ひにてお一つあげたき挨拶と、樣々上手を盡せども、いやさ、まだ馴染もなきに何の一つ、所詮我をふらん巧み、八幡其手はくはぬといふ、三夕から〳〵と打笑ひ、扨々白いお客、何ともしれぬしかけかな、新七さらばと立ちけるを取つて押伏せ、何白いとはたが事ぞ、白くてわるくば赤くせんと、さんか諸共引寄せて耳を削ぎ髮を切れば、こは狼藉と騷ぎつゝ、手々に棒を提げ遁すまじきとひしめけば、いや推參なりおのれ等と、當る者を幸ひにはらり〳〵と薙ぎければ、わつと言ふて遁げし間に、首尾こそよけれ宇右衞門と、打連れ都に逃げ歸る、虎若が仕業の程、見る者聞く者おしなへ皆憎まぬ人こそなかりけれ」（第二段）

兼政廣信は勅命に從つて富士の行屋（ぎやうや）に籠り、日月陰陽の運行を考へ、四季の變化を窺ふに、年の暮には野も山も雪に埋もれ、その上霙霰とだえもなく「願ひの晴天あらざれば、兼政廣信心中に南無大日大權現、衆生の爲の御方便、奇特を顯はし給へやと、天に向つて祈らるる、時に風雲晴れ續き、日月和光のめぐりをつもつて喜び勇み山下（さんげ）あり、大和の國へぞ急がるる、是は扨置、既に其年も除夜の暮にぞなりにける、大内の御儀式松立て飾り」追儺の行事、さて吉例の衣配、禁裡の御作法、官女の

給侍に帥輔（そつのすけ）とておはせしに、かの朝顔姫父の名を隠し名を宮内と變へて之に從ひ、官女の業を習ひ給ふに、帥輔も賴もしく思ひ、衣の色品を教ふる中に、藤の花にかけ浪の模様ある衣に大伴忠春と宛名あるを見て、帥輔は不審に思ひ「此小袖はいくとせか三條の家に下し賜はるが、もしも筆者の誤りかと宣ひもあへぬに、本宮の中將囁き寄つて、いやなふ世は知れぬものかな、大納言兼政と博士木津良の廣信は、此度駿河の國にて不義なる樣に漏れ聞え、本坂藏人增田式部に預けられ、流人となつて配所へと語りもあへぬに、姫君はつとばかりに伏し沈み、人も咎むる涙也、帥輔見給ひて、宮内は何を歎かるゝぞ、我こそ兼政殿の母上のお取立故により、かく宮仕も仕れば外のやうには存ぜぬなり、誠に日もこそあれ今日の暮、明日は改む春なるに御いとをしやあはれやと、深く悔ませ給ひける」姫今までは隱してゐたが、自らは高橋吉連の娘兼政とは言ひかはした仲であると打明ける。帥輔は驚いて今までの慮外をわび、此際の事なれば諸事を愼みて此上とも我に任せられよと諫めて局に入る。

かくて增田本坂は佐保川のあたりで兼政廣信に行き會ひ、流罪の宣旨を傳へると、兼政の郎黨岡崎平内新七の兄弟は大に怒り、何の罪あつての流罪ぞ、忠賴の讒言に相違なし、實否を糺さずは方々に渡すまじと勢ひ込む、兼政は岡崎兄弟を宥め、たとひ讒言なりとも勅に背くは勿體なし、我身に曇あらざれば遂には月の都にて晴れゆく空もあるべしと慰める。（第三段）

兼政は流人となつて難波の浦から船出する、そこへかねて寵愛を受けた二人の小姓右丸左丸が追うて來て、何處までも御供をしたいと別れを惜む衆道の愁歎場がある。次で朝顔姫の道行となる。（第四段）

その頃伊勢大神宮の御造營あり、神書の古例を見合せられると、心（しん）の御柱といふ事あれども其故實を知る者がない、記錄者忠賴に尋ねても判らぬので、兼政を配所より召し還して、漸くその深祕を明かにするを得た。かくて關白公經の前にて、忠賴と兼政との對決となり、そこへ以前虎若に耳鼻を削がれた安倍川の遊女が出て來て、忠賴一味の惡計暴露し、虎若は死罪、忠賴は流罪となり、「兼政には朝顔姫を賜はり、再び照す都の月、日を追つての御繁昌、千秋萬歲萬々歲、改まる年の始めと曆のはじめ、めでたしともなか〳〵申すばかりはなかりける」（第五段）

右の如く一段一段には多少の山はあるが、まとまりの惡い作である、併し天和貞享時代の淨瑠璃はまだ所作で見せるよりも節で聞かせる方が主であるのに、西鶴が最も得意とする第二段の安倍川揚屋のしやれ物語や、詞藻文采に努力じた第三段の富士十二月や、第四段の朝顔姫道行は既に發表した事があるため、わざと省略したので猶更つまらないものとなつた。富士十二月は四季に於ける天象氣候の變化をつらねた華麗な文章で、作者も太夫も得意なものであつたと見え、「東山殿追善能」といふ加賀掾の正本の第五段に再用されてゐる。

「曆」を反復熟讀して近松の作物と比較すると、まづ第一に謠曲や儒佛の影響の少い點が目に付く、

これは二人の趣味學殖の相違である。浮世草子と淨瑠璃との行き方の違ひは、西鶴も十分心得て居るが、それでも助詞の省略が多く、節事も稍流暢を缺く點があり、筋の連絡も不十分で其場限りの人物が突然現れるなど、何となく氣紛れな西鶴の小說の筆法を連想せしめられる。概して筆が上辷りであつさり過ぎ人情に訴へる力が乏しい。

私は嘗て早稻田文學の西鶴號に、元祿十一年義太夫が竹本座に上演した「義經東六法」(加賀の「義經懷中硯」一名「本朝中興花鳥傳」の改題)に遊里情調が多いので、或は西鶴の作ではなからうかと疑つたのであるが、今になつて見るとやはり近松の筆らしく感ずる。それから「凱陣八島」も同樣だと信ずるやうになつた。

因に云ふ、この「暦」に對抗して竹本座で義太夫が上演した「賢女手習幷新暦」は外題がそれ自身示す如く木に竹を繼いだやうな間に合せ物で、井上播磨の語り物で近松の舊作と思はれる「賢女手習鑑」を修正して其初段を書き替へ、そこへ新暦の事を嵌めこんだ物で、一條天皇の長德元年正月參議菅原の輔正といふ和漢の博識が「玉座近く畏り謹んで申さるゝは、それ大君の宇內を知し召され、民安全に治まること、月日の運行旰夜の往來、時をたがへぬ政事に習はゞ百世といふとも知んぬべし、さりながら貞觀このかたの宣明暦を用ひて數百年に及び候推步天とちがへり、其政は一年の日數大小の增減三百六十四分の一つに割り四季土用を考へ、其あさすを以て減日沒日も生ず時、一時一刻一刹

那の間髮一筋のちがひ目、積り〳〵て四百年のうちに三日のたがひとなり候、これ宣明暦の誤なり、臣つく〴〵之を鑑み、今大統暦を以つて授時暦に改め、億萬劫をふるとても變らぬ國の暦を作り奏覽にそなへ候、萬歲樂とぞ奏せらる、院叡感限なく繰返し叡覽あり、げに春秋の節變り、土用八專吉日惡日方角日取の細かさ、古き暦に勝りたり、いで〳〵天下に普く人をして明らむべしと、御書所に仰せて梓に刻み、公卿大夫國民に下し給ふぞ有難き、重ねて關白兼家を召され、此新暦の表月蝕の事、東國にていまだ滿たず、西國にて滿つるとあり、わづか日本の內にさへ、月日のめぐり東西の差別あり、後代の鑑なれば急ぎ東西の勅使を立て、暦に合せて天地のめぐりを考ふべしと、關東へは左中將藤原の實方に仰付られ、陸路傳馬の御判を下さる、又西國へは三位別當安國に勅諚あり、則ち海路船手の御判をなし給ひ、はや疾く〳〵との御事にて入御ならせ給ひければ、諸卿さざめく追風に、さらりさらりと捲きおろす御簾の房や、くれなゐの雲井の春こそゆたかなれ」とあつて、第二段以下は暦の事はさつぱり忘れてしまつて、實方と安國との爭鬪に終つて居る。いかに一夜漬けの俄仕込とはいへ、隨分人を喰つた遣方であるが、もともと暦の改正といふやうな題材を戲曲に取組むといふ其事が無理なので致方もなからう。それでも西鶴の方は最初から用意があつたゞけに、富士十二月の觀測の一場があつて、流石に題意には叶うて居るが、此方は僅かに書き加へた新暦の數十行の文までが西鶴と同樣の行き方であるのも心細い。

232
402

232-402
1200701769428

232
402

232
402
01769428*
232
402

昭和七年八月八日印刷
同七年八月十三日發行

第三期
第三回配本

編輯兼發行者　貴重圖書影本刊行會
代表者　藤堂祐範
印刷者　井上清一
印刷所　便利堂　京都市新町竹屋町南　中村竹四郎
發行所　便利堂內貴重圖書影本刊行會頒布事務所

昭和七年八月八日印刷
同七年八月十三日發行
第二期
第三回配本
編輯兼發行者　貴重圖書影本刊行會
代表者　藤堂祐範
印刷者　井上清一　京都市紫野竹殿町南
印刷所　便利堂　中村竹四郎　京都市新町竹殿町南
發行所　便利堂内貴重圖書影本刊行會事務所
頒布